

## 令和5年夏の交通安全運動における各機関・団体の実施結果

広島県環境県民局県民活動課	
運動の重点	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	■県庁舎内へポスター、チラシを掲示
○高齢運転者の交通事故防止	■県庁舎内へポスター、チラシを掲示
○飲酒運転等の根絶	■県庁舎内へポスター、チラシを掲示
○自転車の安全利用の推進	■県庁舎内へポスター、チラシを掲示 ■交通安全運動期間中に、県庁内駐輪場において、自転車利用者に対して、ヘルメット着用促進のチラシを配布
○その他	■広島県ホームページに実施要綱、チラシ等を掲載 ■広島県ツイッター、フェイスブックに掲載 ■「ひろしまけん交通指導員だより第58号」に掲載 ■令和5年7月11日、県庁本館ロビーにて開始式等開催 ■県政情報ラックへチラシを配架

中国運輸局	
運動の重点	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	自動車運送事業者に対して、窓口や往訪時などを活用して、高齢の歩行者・電動車いす利用者及び自動車利用者の安全、乗合バス等における高齢の乗客の保護に配慮するよう指導した。
○高齢運転者の交通事故防止	職員に対し、交通安全意識の高揚を図り、高齢者の車両運転中における安全行動の促進を促すよう呼びかけた。
○飲酒運転等の根絶	職員に対し、交通安全意識の高揚を図り、高齢者の車両運転中における安全行動の促進を促すよう呼びかけた。
○自転車の安全利用の推進	職員に対し、自転車利用時における交通ルールの遵守、交通マナーの実践を呼びかけた。
○その他	運輸支局において、車両の街頭検査を実施し、安全運動の趣旨説明及び啓蒙を行った。 ・自動車運送事業者への査察実施 2件 （貨物1件、貸切1件） ・自動車運送事業者への臨店監査実施 1件 （貨物1件） ・自動車運送事業者への呼出監査実施 1件 （乗用1件） ・自動車整備事業者監査数 17事業場（17事業者） ・整備管理者選任前研修（7/11）20名 ・街頭検査（7/13計画：三次）雨天中止 ・街頭検査（7/13構内）161台 ・街頭検査（7/18小谷SA）27台

広島労働局	
運動の重点	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	
○高齢運転者の交通事故防止	
○飲酒運転等の根絶	
○自転車の安全利用の推進	
○その他	広島労働局及び県内の労働基準監督署、公共職業安定所の掲示板等への交通安全運動啓発ポスターの掲示

国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所

運動の重点	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	○歩道整備事業等の推進による交通事故対策 ○自転車走行空間整備事業の推進による交通事故対策 ○交通安全に関するチラシ掲示・配布
○高齢運転者の交通事故防止	○歩道整備事業等の推進による交通事故対策 ○交通安全に関するチラシ掲示・配布
○飲酒運転等の根絶	○職員へのコンプライアンス教育 ○交通安全に関するチラシ掲示・配布
○自転車の安全利用の推進	○自転車走行空間整備事業の推進による交通事故対策 ○交通安全に関するチラシ掲示・配布
○その他	○広島市立中島小学校の通学路において児童の安全確保対策の現地検討を実施（7/20）

広島県市長会・広島県町村会

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	各市町で実施
○高齢運転者の交通事故防止	各市町で実施
○飲酒運転等の根絶	各市町で実施
○自転車の安全利用の推進	各市町で実施
○その他	

広島県教育委員会

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	・県内全ての学校へ運動ポスターを配付し、交通安全運動の周知を図った。
○高齢運転者の交通事故防止	
○飲酒運転等の根絶	
○自転車の安全利用の推進	・通知「夏季休業中における児童生徒の指導等生徒指導の充実について」の中で、自転車安全利用五則及び中学生・高校生に対する自転車指導警告票の交付状況を周知し、交通ルールの遵守の徹底を図るよう指導した。
○その他	・文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課からの事務連絡「自転車の乗車用ヘルメット等に関する国民生活センター資料の周知依頼について」を受け、児童生徒等への指導の充実を図るよう、県立学校及び市町教育委員会へ通知をした。

広島県警察

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	○ 警察学校の初任補修科・初任科生14名が、坂小学校2カ所、横浜小学校1カ所の通学路において、登校中の児童に対する挨拶、集団登校への同行、横断旗を活用した横断歩行者の保護を実施した。 ○ 広島駅新幹線口において、広島東区役所の職員、地区交通安全協会の職員、地域交通安全活動推進委員等約45名が協働して、通勤、通学者に対して交通ルールの遵守を呼びかけながら、啓発物の配布を行い、交通安全に対する啓発活動を行った。
○高齢運転者の交通事故防止	○ 第19回三原市老人クラブ連合会グランドゴルフ大会の参加者に対して、ドライバーへの事故防止ワンポイントアドバイスなどの交通安全講話を実施した。
○飲酒運転等の根絶	○ 栗原小学校の児童と協働し、通行車両の運転手に対して、「飲酒運転はやめよう」などと手書きしたメッセージカードを手渡し、交通安全意識の啓発を図った。
○自転車の安全利用の推進	○ 外国人サイクリストに対し、「しまなみ海道サイクリングルート」の尾道側出発点である渡船乗場で「おのみちサイクルポリス隊員」が自転車街頭指導を実施した。 ○ 外国人サイクリストに対し、「しまなみ海道サイクリングルート」の尾道側出発点である渡船乗場で「おのみちサイクルポリス隊員」が自転車街頭指導を実施した。
○その他	○ 庄原市立東小学校の通学路において、表題のとおり、可搬式オービスを使用して速度取締りを実施した。 ○ 公益財団法人小丸交通財団と連携し、実車の大型トラックを活用した参加・体験型の交通安全教室を開催することで、中学生に自転車交通事故の危険性を認識させ、交通安全意識の啓発を図った。

広島県健康福祉総務課

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	関係団体（民生委員・児童委員協議会・社会福祉協議会等）に対し、周知した。
○高齢運転者の交通事故防止	同上
○飲酒運転等の根絶	同上
○自転車の安全利用の推進	同上
○その他	同上

広島県道路整備課

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	
○高齢運転者の交通事故防止	
○飲酒運転等の根絶	
○自転車の安全利用の推進	
○その他	○道路パトロールを実施 ○道路情報提供装置による広報活動を実施

西日本高速道路㈱中国支社

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	全国交通安全運動ポスター・チラシの掲示
○高齢運転者の交通事故防止	全国交通安全運動ポスター・チラシの掲示
○飲酒運転等の根絶	全国交通安全運動ポスター・チラシの掲示
○自転車の安全利用の推進	全国交通安全運動ポスター・チラシの掲示
○その他	・全国交通安全運動開始式への参加及びパレードへ交通管理用巡回車を派遣。 ・高速道路を走行する交通管理用巡回車のLED標識にて交通安全広報等を実施。

本州四国連絡高速道路㈱しまなみ尾道管理センター

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	・西瀬戸自動車道大浜PA上下線において、広島県警察本部高速道路交通警察隊との合同により、チラシ等配布し啓発活動を実施。
○高齢運転者の交通事故防止	同上
○飲酒運転等の根絶	同上
○自転車の安全利用の推進	同上
○その他	

広島県道路公社

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	
○高齢運転者の交通事故防止	
○飲酒運転等の根絶	
○自転車の安全利用の推進	
○その他	・道路情報表示板での広報 ・職場内・管理事務所でのポスター掲示

広島高速道路公社

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	
○高齢運転者の交通事故防止	
○飲酒運転等の根絶	
○自転車の安全利用の推進	各路線の道路情報板において「交通安全運動実施中」を表示し、利用者への注意喚起を行った。 また、社屋入口、受付、高速道路休憩施設等にポスターを掲示、周知を行った。
○その他	各路線の道路情報板において「交通安全運動実施中」を表示し、利用者への注意喚起を行った。 また、社屋入口、受付、高速道路休憩施設等にポスターを掲示、周知を行った。

(公財) 広島県交通安全協会

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	1 園児、児童、生徒を対象にした交通安全教室の実施 実施回数 9回 受講人員 409人 2 通学路での交通誘導 実施回数 203回 出動人員 2,167人 3 反射材の無料配布 実施回数 7回 出動人員 31人
○高齢運転者の交通事故防止	1 高齢者を対象にした交通安全教室の実施 実施回数 4回 受講人員 255人 2 高齢者を対象にした自転車乗り方教室を実施 実施回数 1回 受講人員 40人
○飲酒運転等の根絶	1 通行車両運転者に飲酒運転撲滅のティッシュを配布 実施回数 1回 出動人員 27人 2 「飲酒運転根絶」幟旗の掲出 27か所 154本
○自転車の安全利用の推進	1 自転車の安全な乗り方教室の実施 実施回数 1回 受講人員 52人 2 高校生を対象にスタントマンによる自転車講習会 実施回数 1回 福山市立福山高等学校全校生徒 3 自転車マナーアップキャンペーンの実施 実施回数 8回 出動人員 241人 4 高校正門前で、自転車通学生徒にヘルメット着用の呼びかけ 実施個所 6か所 出動人員 73人 5 「ヘルメット着用・自転車保険加入」啓発うちわ作成 作成個数 300本 6 外国人留学生に対してヘルメット着用を指導 実施回数 1回 受講人員 62人
○その他	1 広報活動の推進 (1) 広島県運転免許センター正面に、安全運動啓発バナー、幟旗を掲出して、免許証更新者等に対してチラシ等を配布 (2) テント村の開設 実施か所 3か所 出動人員 92人 (3) チラシ作成配布 ・ 春の全国交通安全運動 13,200枚 (4) 機関紙、広報紙を発行 ・ 「交通ひろしま」11万部を県内の各家庭に回覧 (5) 新聞に掲載 ・ 7月11日付、朝日新聞 7万部配布 ・ 7月10日付、中国新聞 51万部配布 (6) スーパー「フレスタ」(県内60店舗)店内で、交通安全に関する放送を流し買い物客に対して広報した。 (7) ホームページ、ライン、SNSを使用して広報 (8) 電光掲示板、懸垂幕、横断幕、幟旗による広報 (9) 広報車による街頭広報活動 84回 出動人員 135人 4 その他 (1) 二輪車安全点検 (音戸倉橋) 1回 出動人員 12人 (2) 初心者を対象にした二輪車講習会 1回 従事者 16人 参加者 31人 (3) カーブミラーの点検清掃活動 1回 出動人員 12人 (4) 自動車パレード 5回 参加台数 70台

(一社) 広島県安全運転管理協議会

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全運転管理者等法令講習において、歩行者に対する優しい運転、横断歩道での停止について教養を行った。</li> <li>・ 交差点等において、警察署、交通安全協会、自治体等と協力して交通監視、交通指導を実施</li> </ul>
○高齢運転者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開始式及びパレードを行い広報啓発活動を実施した（尾道地区は、軽トラックのパレードを実施）</li> <li>・ 各地区とも、事業所が幟旗や立て看板、車両へのマグネットシート貼付による広報啓発活動を行った。</li> </ul>
○飲酒運転等の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アルコール検知器の無償配布を実施（県安管）</li> <li>・ アルコール検知器を活用した飲酒チェックを各事業所が行った。また、まだ準備していなかった事業所については、購入を行った。</li> <li>・ 尾道地区においては、断酒会のメンバーによる定例会を行い飲酒運転根絶の自己啓発を行った。</li> <li>・ 自動車学校の休憩コーナーに飲酒ゴールドを設置し、飲酒運転防止の呼びかけを行った。</li> </ul>
○自転車の安全利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各事業所が自社の自転車通勤者に対して、ヘルメットの着用や保険の加入について指導を行った。</li> </ul>
○その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区会長名、警察署長名の連名等による安全運動の通知や依頼文を發出し周知の強化を図った。</li> <li>・ 当協議会のホームページによる広報の実施</li> </ul>

(一社) 広島県指定自動車学校協会

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○朝礼時、職員に対し、教習生に向けて子供や高齢歩行者の交通事故の特徴等の意識づけを指示（1校）</li> <li>○通園・通学路において、交通安全誘導及び交通監視活動の実施（4校）</li> <li>○街頭において、ティッシュ等を配布し、子供及び高齢者保護の声かけ（2校）</li> <li>○教習生、卒業生にチラシを配付した上、交通弱者の保護等について指導（2校）</li> <li>○学科教習「歩行者の保護など」において、横断歩道等の通過方法について指導強化（4校）</li> <li>○高齢受講者に対し、子供と高齢歩行者の保護を意識した安全運転について指導（4校）</li> <li>○高齢受講者に対し、夜間・薄暮時の反射材の活用について指導（6校）</li> <li>○企業研修受講者に対し、子供と高齢歩行者の保護に留意した運転を指導（2校）</li> <li>○教習所内に「安全な横断方法」広報用ポスターの掲示（4校）</li> <li>○各講習等において、新聞の切り抜き記事等を活用して歩行者事故の事例を広報し、歩行者優先の意識を向上（1校）</li> <li>○送迎車及び教習車等全車両において、薄暮時のライト点灯を実施（1校）</li> <li>○教習車に「みんなで歩行者事故ゼロプロジェクト」のマグネットシートを取り付け、また、ポスターをアストラムライン車内に掲示して、歩行者保護を広報・啓発（1校）</li> </ul>
○高齢運転者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢受講者に対し、高齢者事故の現状、加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等について指導教養（20校）</li> <li>○高齢受講者（運転技能検査者等）による安全運転サポートカーの体験乗車（1校）</li> <li>○高齢受講者に対し、安全運転サポートカーへの乗り換えを広報（4校）</li> <li>○高齢受講者に対し、運転免許の返納又は限定免許について広報（2校）</li> <li>○高齢受講者に「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」を取付た車両の運転体験を実施（2校）</li> <li>○教習所内の大型テレビモニターを活用し、高齢者の交通事故防止を広報啓発（1校）</li> <li>○学科・技能教習の機会に対し、高齢者に対する思いやりと高齢者の危険行動について指導教養（2校）</li> <li>○教習所内に、高齢者の交通事故防止ポスターの掲示（3校）</li> </ul>

<p>○飲酒運転等の根絶</p>	<p>○出勤時の点呼、アルコール検知器の使用の徹底を図り、飲酒運転根絶に向けた意識の向上（４校）</p> <p>○教習生、高齢受講者及び職員が飲酒状態体験ゴーグルの装着により、飲酒が身体に及ぼす影響等を実体験（３校）</p> <p>○来校者に「飲酒運転追放」の文字入りポケットティッシュを配布（３校）</p> <p>○学科・技能教習又は高齢者講習において、飲酒運転防止について指導教養（８校）</p> <p>○卒業検定合格者に「飲酒リスクカード」の配布（１校）</p> <p>○卒業式において、誓い文「飲酒運転をしない、させない」の毎回、読み上げを実施（１校）</p> <p>○運送業・旅客会社等の企業職員を対象とした「運行管理者講習」等において、飲酒運転の危険性を指導教養（２校）</p> <p>○教習所内に「飲酒運転の根絶」広報用ポスター又は幟旗を掲示（６校）</p> <p>○教習所内に飲酒運転防止コーナーを設置し広報（１校）</p> <p>○教習所内の大型テレビモニターを活用し、飲酒運転根絶を広報啓発（１校）</p> <p>○教習車及び送迎車両に「飲酒運転の追放」のマグネットボードを取り付け（１校）</p> <p>○教習所内に「広島飲酒ゼロプロジェクト」のゼロテストの問題を掲示（１校）</p> <p>○デジタルサイネージを活用し、飲酒運転根絶を広報（１校）</p>
<p>○自転車の安全利用の推進</p>	<p>○大学正門前において、電動キックボードの安全使用の声かけ、説明などキャンペーンの実施（１校）</p> <p>○職員に対し、特定小型原動機付自転車の交通ルール等の指導教養を実施（２校）</p> <p>○交通監視活動を実施し、自転車利用者に対し、ヘルメット着用を指導（２校）</p> <p>○街頭において、自転車利用者にティッシュとともに「自転車安全利用の推進」チラシを配布し、声かけを実施（１校）</p> <p>○教習所職員及びその家族にヘルメット着用の徹底に向けた広報活動（３校）</p> <p>○学科教習等において、自転車の安全利用について指導教養（４校）</p> <p>○教習所内に「ヘルメット着用」ポスターの掲示（５校）</p> <p>○高齢者講習、企業研修及び中学生の職場体験等において、自転車交通事故の現状、ヘルメットの着用及び自転車保険の加入について指導、啓発（３校）</p> <p>○教習所内に「自転車安全利用五則」を掲示（２校）</p> <p>○教習生に対し、自転車保険加入の必要性について広報（２校）</p> <p>○自転車利用者に対し、夜間・薄暮時のライト点灯及び反射材の活用について声かけ（１校）</p> <p>○教習所内の大型テレビモニターを活用し、自転車の安全利用を広報啓発（１校）</p> <p>○小学生又は高校生を対象とした自転車教室の開催（３校）</p>
<p>○その他</p>	<p>○受刑者に対する安全運転講話の実施（１校）</p> <p>○卒業生宛てに、交通安全運動期間中の交通事故防止について記載のハガキを発送（１校）</p> <p>○教習生、卒業生にメールで交通安全運動を広報（１校）</p> <p>○交通安全街頭キャンペーンに参加し、ドライバーや歩行者に声かけ（５校）</p> <p>○朝礼時に職員に対し、交通安全運動の目的、運動の重点、教習所の取組について周知徹底（２校）</p> <p>○デジタルサイネージを活用して、交通安全運動を広報（２校）</p> <p>○「交通安全運動実施中」のプレート（リボン等）を胸に装着して広報活動を実施（４校）</p> <p>○「交通安全運動実施中」の立て看板、ポスター又は幟旗の掲示（２４校）</p> <p>○「交通安全運動実施中」のマジックボードを教習車両及び送迎車両に取付（１７校）</p> <p>○教習所内放送により、繰り返し交通安全運動期間中の広報実施（１校）</p> <p>○地元の企業社員又は市職員に対し、交通事故防止の講演、後退時の死角等の安全研修、適性検査及び運転技能等の企業講習を実施（３校）</p> <p>○新聞広告に「交通安全運動期間中」を掲載（１校）</p> <p>○小学１年生を対象とした交通安全講習会の開催（１校）</p>

広島県二輪車普及安全協会

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	・ポスターを掲示し職員や来訪者へ歩行者の安全通行確保の周知 ・SNS (Twitter) 等を使って歩行者・運転者に交通ルール遵守と交通マナー (歩行者保護意識) を徹底することの広報啓発活動
○高齢運転者の交通事故防止	二輪車販売店店頭及び街頭での安全指導・交通手段、年齢層など、対象となる高齢者の実態に応じた交通安全啓発活動の促進 (身体機能の変化、高齢者の行動特質を説明認識させる) ・夜間、歩行中、自転車乗車中は反射材用品等の着用・取付を促進・運転中高齢者のそばを通過するときは、スピードを落とすなど思いやりのある運転を心掛ける。
○飲酒運転等の根絶	飲酒運転根絶啓発 ・ポスターの掲示、職員・来訪者へ飲酒運転防止の周知「ハンドルキーパー運動」の推進 ・「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない」ことの周知徹底 飲酒運転の悪質性 ・危険性、反社会的行為について周知徹底・飲酒運転に対する行政処分の厳罰化の周知
○自転車の安全利用の推進	二輪車販売店店頭及び街頭での安全指導・自転車も「車両」であること及び「自転車安全利用5則」をはじめとする交通ルールの遵守や交通マナーの周知を図る・自転車の安全性能の確保 点検整備の励行 (整備不良車及び違法改造車両の指摘・点検整備の実施)
○その他	・傘下会員に各季交通安全運動実施要綱の案内 (29 地区 505 会員) ・地区単位において、警察・関係機関と連携し期間中開催の街頭 キャンペーン等に参加、及び街頭無料安全点検の実施、安全指導を依頼・各種 (高校生等) 安全運転講習会の協力・新聞広告、交通安全運動の告知広告に協賛 (中国新聞) ・ホームページや SNS を使った広報啓発活動・7 月 16 日に広島県運転免許センターにてバイクの免許取得 1 年未満の方 バイクで通勤・通学を始めた方を対象に二輪車安全運転講習会を開催

(一社) 日本自動車連盟広島支部

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	・保育園児向け交通安全講習会 (受講者136名)
○高齢運転者の交通事故防止	
○飲酒運転等の根絶	
○自転車の安全利用の推進	・高等学校にて自転車安全利用に関する座学講習会 (受講者678名)
○その他	・県内事務所5カ所にポスターの掲示および連盟車両27台に『交通安全運動実施中』のマグネットステッカーを貼付し運動の広報

(公社) 広島県バス協会

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	広報活動の推進 ・歩行者の行動特性について周知。
○高齢運転者の交通事故防止	広報活動の推進 ・「車内事故防止」の徹底。
○飲酒運転等の根絶	広報活動の推進 ・飲酒に関する社会の動向を周知。
○自転車の安全利用の推進	広報活動の推進 ・「自動車マナーアップ強化月間」について会員事業者へ周知。
○その他	車内事故防止キャンペーンのポスター、チラシの配布。

(一社) 広島県タクシー協会

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	○ 安全な道路横断の周知徹底等交通ルールの遵守と交通ルールの実践に関する交通安全指導等を推進した。 ○ 車両の早めのライト点灯、上向きライトの活用及び自転車のライト点灯を推進した。
○高齢運転者の交通事故防止	○ 加齢に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響や運転時等危険予測の重要性に関する理解を促すための安全教育の促進 ○ 運転免許証の返納制度の周知と返納者への支援措置等返納しやすい環境の整備促進に努めた。
○飲酒運転等の根絶	○ 広報啓発活動等を通じ、地域、職場、家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを推進した。 ○ ハンドルキーパー運動と運転者への酒類提供禁の徹底に努めた。 ○ 事業者による運転者教育、点呼時におけるアルコール検知等の取組みの推進を図った。
○自転車の安全利用の推進	○ 「自転車安全利用五則」を活用し、信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認等交通事故防止のための基本的交通ルールの徹底を図った。 ○ 夕暮れ時等の早めの灯火点灯及び反射材用品等の活用を促進を図った。 ○ 自転車利用者に対してヘルメット着用が努力義務化されたことを踏まえ広報啓発活動の推進に努めた。
○その他	○ 過労運転防止のための運行管理の徹底に努めた。 ○ 全ての座席のシートベルト着用の徹底を図った。 ○ 各事業者に交通安全旗・ポスター・懸垂幕を掲出し、車両に交通安全運動実施中のステッカーを添付して本運動の趣旨の徹底を図った。

広島県個人タクシー協会

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	広報及びポスターの掲示等により、子供や高齢者などの歩行者などの歩行者の安全確保の徹底と交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を事業者団体を通じ事業者に呼び掛けた。
○高齢運転者の交通事故防止	広報及びポスターの掲示等により、歩行者の安全確保の徹底と交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を事業者団体を通じ事業者に呼び掛けた。
○飲酒運転等の根絶	広報及びポスターの掲示等により、飲酒運転の悪質性・危険性を訴えるとともにアルコール検知器の点検及び適正な使用と記録について、事業者団体を通じ事業者に指導した。
○自転車の安全利用の推進	広報及びポスターの掲示等により、自転車利用者に対する注意及び保護意識の徹底を事業者団体を通じ事業者に呼び掛けた。
○その他	「交通安全運動」ステッカーを車体に貼付した。



(公社) 広島県トラック協会

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	○ ラジオ広報の実施(RCCラジオ7/10~7/20) ・ 自転車及び歩行者 ~ 反射材の利用促進 ・ ドライバー ~ 早めのライト点灯、上向きライトの活用を呼掛けた
○高齢運転者の交通事故防止	○ ラジオ広報の実施(RCCラジオ7/10) ・ 毎月10日は「高齢者の交通安全の日」であることの周知 ・ 夕暮れどきや夜間、早朝の反射材やLEDライトの活用を呼掛けた
○飲酒運転等の根絶	○ ラジオ広報の実施(RCCラジオ7/20) ・ 毎月20日は飲酒運転根絶の日であることの周知 ・ お酒を飲んだら絶対に乗らない、運転する人には飲ませない飲んだ人には運転させないを呼掛けた ○ 飲酒運転根絶宣言事業所の登録推進 ・ 会員事業所に対し全期間を通じて飲酒運転根絶を呼掛け、当協会において実施中の「飲酒運転根絶宣言事業所」への登録推進を図った ○ 街頭キャンペーンへの参加 ・ 山陽自動車道上り小谷サービスエリアにおいて行われた運輸支局主催の街頭キャンペーンに参加し、飲酒運転根絶のピラを含む交通安全啓発グッズ100セットを配布し、飲酒運転根絶を呼掛けた
○自転車の安全利用の推進	○ ラジオ広報の実施(RCCラジオ7/10~7/20) ・ 歩行者欄に同じ ○ 新聞広報の実施(中国新聞7/11朝刊) ・ 「自転車安全利用」の啓発広告を掲載し、安全利用を呼掛けた
○その他	○ 交通安全ポスターの作製配布 ・ カープ選手を起用した「交通安全ポスター」を5,300枚作製配布し交通安全を呼掛けた ○ 交通安全うちわの作製配布 ・ カープ選手を起用した「交通安全うちわ」を2,500本作成し、マツダズームズームスタジアムにおいて7月6日の対阪神戦入場者に対し交通安全を呼掛けるとともに配布した ○ (公社) 広島県トラック協会各支部による街頭活動を実施 ・ 広島支部 ~ 広島市中区(7/11)、東区(7/14)、西区(7/19) ・ 広島北支部 ~ 安佐北区高陽(7/11) ・ 福山支部 ~ 福山市(7/11) ・ 西広島支部 ~ 廿日市市宮内(7/13)、大竹市(7/14) ・ 三原支部 ~ 三原市(7/11) ・ 呉支部 ~ 江田島市(7/11) ・ 北備支部 ~ 三次市(7/7) ・ その他広報活動 松永支部 ~ 松永支部だよりの発出(7/10) 尾道支部 ~ トラックセンターに幟旗を立てポスターを掲示

自動車安全運転センター広島県事務所

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	1 優良運転者講習者・高齢運転免許更新者等への周知 運転免許センターにおいて、優良運転者講習者・高齢運転免許更新者等の来訪者に対して、交通安全運動の実施及び交通安全を呼びかけた。 2 ポスター・チラシの掲示及び配布 当センター事務所窓口、1階勸奨業務申請コーナーにポスター・チラシを掲出及び配布して交通安全運動の周知徹底に努めた。 3 7月11日午後3時15分から県庁で開催された交通安全運動開始式及び街頭活動に所長が参加し、運動の機運を高めた。 4 職員に本運動実施を周知徹底した。
○高齢運転者の交通事故防止	同上
○飲酒運転等の根絶	同上
○自転車の安全利用の推進	同上
○その他	1 運動開始日前日の7月10日から関係警察署(20警察署)において69事業所を対象に優良事業所表彰を実施し、交通安全機運の醸成を高めた。